

警察官及び交通巡視員以外の警察職員に対する被服等の貸与に関する規則

〔昭和45年4月1日
公安委員会規則第6号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、警察官及び交通巡視員以外の警察職員(以下「職員」という。)に対する制服、作業服等(以下「被服等」という。)の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(被服等を貸与する職員の範囲等)

第2条 被服等を貸与する職員の範囲、貸与する被服等の種類、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、警察本部長(以下「本部長」という。)は、特別の理由があると認めるときは、被服等を貸与する職員の範囲若しくは貸与する被服等の種類を変更し、貸与する被服等の数量を増減し、又は被服等の貸与期間を伸縮することができる。

2 被服等の貸与は、別表に掲げる職員に採用されたとき、被服等の貸与を受けない職員が同表に掲げる職員となったとき、若しくは同表に掲げる職員が同表の他の区分の職員となったとき、又は当該被服等の貸与期間が満了したときに行うものとする。ただし、本部長がその必要がないと認めるときは、貸与しないことができる。

3 冬用、合用又は夏用の着用区分のある被服等を貸与した日が次条に規定する着用期間の初日以外の日である場合の当該被服等の貸与期間の計算については、当該着用期間の初日から起算するものとする。

(着用期間)

第3条 冬用、合用又は夏用の着用区分のある被服等の着用期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、本部長は、気候その他の状況により必要があると認めるときは、当該着用期間を伸縮することができる。

- (1) 冬用の被服等 12月1日から翌年3月31日まで
- (2) 合用の被服等 4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
- (3) 夏用の被服等 6月1日から9月30日まで

(被服等の着用等)

第4条 被服等の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、勤務中貸与を受けた被服等を着用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 通常の勤務以外の勤務に服するとき。
- (2) 通常勤務する場所以外の場所で勤務するとき。
- (3) 前2号に掲げるときのほか、所属長が、勤務の性質上、貸与を受けた被服等を着用

する必要がないと認めるとき。

- 2 被貸与者は、貸与を受けた被服等を他人に譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(被服等の保全)

第5条 被貸与者は、貸与を受けた被服等を常に清潔にするとともに、汚損又は紛失しないようにその保全に留意しなければならない。

- 2 貸与を受けた被服等の補修その他保存上必要な処置は、被貸与者の負担において行うものとする。ただし、本部長は、特別の理由があると認めるときは、県の負担において行うことができる。

(事故報告)

第6条 被貸与者は、貸与を受けた被服等をき損して使用に堪えなくし、又は紛失したときは、速やかにその品名及び理由を所属長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた所属長は、副申書を添付して、その旨を本部長に報告しなければならない。

(弁償)

第7条 被貸与者は、故意又は重大な過失により貸与を受けた被服等をき損し、又は紛失したときは、当該被服等の代価として本部長が定める金額を弁償しなければならない。

(返還)

第8条 被貸与者は、被服等を貸与する職員ではなくなったときは、当該被服等を返還しなければならない。ただし、再使用が不能の被服等については、この限りでない。

(再貸与)

第9条 本部長は、第6条第2項の規定による報告があった場合において必要があると認めるときは、被服等を再貸与することができる。

(被服等貸与整理簿)

第10条 所属長は、職員被服等貸与整理簿を備え付け、被服等の貸与状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第11条 この規則の実施に関して必要な事項は、本部長が別に定める。